

様式第5号（第5条関係）

変 更 契 約 調 書																																	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市鳥羽二丁目15番15号 株式会社 川木組 代表取締役 川木 正浩																																
工 事 名	坂手漁港護岸機能保全工事																																
工 事 場 所	鳥羽市 坂手町 地先																																
工 事 種 別	土木工事																																
変 更 工 事 概 要	<table border="0"> <tr> <td>護岸工</td> <td>L=88m</td> <td>構造物撤去工</td> <td>V=108m³</td> </tr> <tr> <td>場所打ちコンリート工</td> <td>N=1式</td> <td>仮設工</td> <td>N=1式</td> </tr> <tr> <td>上部工 鋼矢板式</td> <td>L=80m</td> <td>雑工</td> <td>N=1式</td> </tr> <tr> <td>上部工 重力式</td> <td>L=7.3m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防食工</td> <td>N=2個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>裏込・裏埋工</td> <td>L=91.4m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水構造物工</td> <td>N=1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装工</td> <td>A=621m²</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	護岸工	L=88m	構造物撤去工	V=108m ³	場所打ちコンリート工	N=1式	仮設工	N=1式	上部工 鋼矢板式	L=80m	雑工	N=1式	上部工 重力式	L=7.3m			防食工	N=2個			裏込・裏埋工	L=91.4m			排水構造物工	N=1式			コンクリート舗装工	A=621m ²		
護岸工	L=88m	構造物撤去工	V=108m ³																														
場所打ちコンリート工	N=1式	仮設工	N=1式																														
上部工 鋼矢板式	L=80m	雑工	N=1式																														
上部工 重力式	L=7.3m																																
防食工	N=2個																																
裏込・裏埋工	L=91.4m																																
排水構造物工	N=1式																																
コンクリート舗装工	A=621m ²																																
当 初 契 約 年 月 日	令和6年6月12日																																
変 更 契 約 年 月 日	令和7年3月3日																																
当 初 工 事 期 間	令和6年6月12日 ～ 令和7年3月18日																																
変 更 後 工 事 期 間	令和6年6月12日～令和7年3月31日 13日間延長																																
当 初 契 約 金 額	130,570,000円(税込み)																																
変 更 金 額	8,166,400円(税込み)																																
変 更 後 の 契 約 金 額	138,736,400円(税込み)																																
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 No.5+6付近の既設暗渠管を確認したところ、胸壁部の沈下などにより、管に損傷があることが判明したことから、既存暗渠部の管渠工L=3.2mを追加したものである。 上記既設暗渠管及び上流部を確認した結果、管渠工を当初設計φ600からφ300へ変更したものである。また、集水桝の内径寸法についても当初設計の1400mm×1000mmから1000mm角に変更したものである。 沈下などにより倒壊の恐れがある、No.3+2.7からNo.7+4.1間の胸壁部取壊しを追加し、作業員の安全性を図るものである。また、胸壁形状が漁港台帳標準断面図と相違があったことが判明したため、構造物取壊し及び静的破碎剤の数量について変更するものである。 また、上記について、関係機関及び地元の調整協議に日数を要したため、13日間延長するものです。																																